

社会福祉法人求道舎役員及び評議員の報酬等に関する規程

(沿革)

制定：平成18年5月29日から施行

一部改正：平成18年10月1日から施行

一部改正：平成22年4月1日から施行

一部改正：平成23年4月1日から施行

一部改正：平成26年4月1日から施行

一部改正：平成27年2月18日から施行

一部改正：平成29年2月9日、平成29年4月1日から施行

平成29年5月16日評議員会承認

一部改正：平成30年6月27日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人求道舎（以下「求道舎」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬、職務等について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程において、報酬を支給する範囲は次のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 評議員

2 評議員の報酬については、定款第9条の規程に基づき、各年度の総額が100,000円を超えない範囲とする。

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 20,000円
- (2) 常務理事 評議員会で定める額
- (3) 理事 日額 3,000円

- (4) 監事 日額 3,000円
- (5) 評議員 日額 3,000円

(支出会計区分)

第4条 支出会計は、施設会計から繰り入れて支出できるものとする。

(役員及び評議員の職務)

第5条 役員及び評議員は、非常勤とし、必要な職務を行う。

- 2 常務理事は理事長を補佐し常務を処理するほか、常務理事に関する規程第4条に定める職務を行う。
- 3 理事及び評議員は、理事長の求めに応じ出席し、必要な職務を行う。
- 4 監事は、自ら又は理事長の求めに応じ出席し、必要な職務を行う。

(役員及び評議員の守秘義務)

第6条 役員及び評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、退任後も同様とする。

(報酬の支払い)

第7条 理事長の報酬は、求道舎給与規程第3条及び第8条の規定を適用し、支払うものとする。

- 2 常務理事の報酬は、社会福祉法人求道舎常務理事に関する規程を適用し、支払うものとする。
- 3 前項に掲げる者以外の理事、監事及び評議員の報酬は、その都度支払うものとする。
- 4 求道舎給与規程の適用を受ける職員であって、役員を兼ねている者には報酬を支給しない。

附 則

この規程は、平成18年5月29日から施行する。ただし、理事長に関する規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 理事長に支給される報酬については、この規程にかかわらず平成19年3月31日まで支給しない。

附 則

- 1、この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2、常務理事に係る改正部分については、求道舎定款の変更について青森県知事の承認があった日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、社会福祉法改正に伴い平成29年4月1日付で選任された評議員によって、平成29年5月16日開催の第57回評議員会において承認された。

附 則

この規程は、平成30年6月27日から施行する。